

## 2008年度「政策制度改善要請」

1. 県内中小企業労働者の福祉・福利厚生格差の是正と、地域の勤労者福祉総合支援センターの構築の観点から、埼玉労福協が昨年度要請した県内9か所の「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の経営自立化に向けた施策提言にもとづき、当該自治体及び関係諸団体と引き続き連携をはかり、その具体化のための支援・指導を引き続き行うこと。

### <要請の考え方（根拠）>

国庫補助の廃止に伴う、中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生は、県内中小企業で働く勤労者の暮らしと福祉の向上に資する面からも、極めて重要な課題となっている。埼玉労福協はこのために、広域化の推進と総合的福祉サービスセンター化を展望しつつ、昨年度の政策制度改善の中で広域サービスセンターの推進など経営自立化支援策を提言し、当該サービスセンターと自治体に対する県の積極的な支援と指導を求めてきたところである。

当協議会としては、今後も、重点サービスセンター（地域）の設定や新規事業メニューの提案など、より具体的な自立化支援に努める方針であるので、県内中小企業勤労者の福利厚生と労働福祉の改善、向上に資するため、より一層の支援を強く求めるものである。

2. 国の「多重債改善プログラム」の実効性を高めるためには、行政機関のみでなく多重債務対策に取り組む関係諸団体が一体となって取り組むことが大切であることを踏まえ、勤労県民の生活と暮らしを守り、勤労者福祉の向上を最大の事業目的としている当協議会を「埼玉県多重債務対策連絡協議会」の構成団体の一員に加えること。

また、クレジットや消費者金融による被害を未然に防ぐためにも、県内全ての高等学校において「金融経済教育」を必須科目として位置付けるとともに、授業の実施に際しては講師派遣など、当協議会と積極的な連携をはかること。

### <要請の考え方（根拠）>

勤労者の金融機関である労働金庫を擁する全国の労働者福祉協議会（地方労福協）の多くが、各都道府県に設置された「多重債務対策協議会」に参画し、多重債務問題改善プログラム」の4つの柱、すなわち 相談窓口の整備・強化 顔の見えるセーフティネット貸付の提供 多重債務予防のための金融経済教育の強化 ヤミ金の撲滅に向けた取り組み強化、の実効ある施策推進に向けて取り組んでいるところである。

当協議会並びに労働金庫の多重債務者対策のノウハウを最大限に活用し、埼玉県の実効ある多重債務対策プログラムに反映していくためにも、「埼玉県多重債務対策連絡協議会」の構成団体に、当協議会を加えることを、改めて強く望むものである。

3. 約40万人の団塊世代の県民が定年期を迎えるにあたり、定年後の雇用支援や地域参加を支援し、積極的に地域社会に参画することを目的に設置された「団塊世代活動支援センター」を、これまでの成果と県民ニーズを踏まえ、団塊世代支援のみでなく全ての退職シニアを支援する「埼玉県シニア活動支援センター（仮称）」として発展的に改組して継続すること。

また、当該支援センターの運営体制は、県、市町村、経営・商工団体、労働福祉団体等の官民共同による第三セクター的方式を基本とすること。

<要請の考え方（根拠）>

「団塊世代活動支援センター」の設置期間は3年と伺っているが、この間の取り組みの中で定年退職者（特に男性）の支援ニーズが雇用支援を中心に多岐にわたっていることが明らかになっている。また、高年齢者雇用安定法の改正に伴い、定年を過ぎても年金の満額受給年齢までの雇用延長制度が定着しつつあるが、経営側の定める基準に該当する者だけという実態で、多くの定年退職者が新たな働き先を求めており、中高年齢者の雇用機会の確保と拡大は依然大きな課題となっている。このことは、団塊世代に限らず県の「高齢者雇用施策」の整備・拡充の視点からも重要であり、定年退職者のセカンドライフの設計支援、地域社会への参加促進など、元気なシニア県民の多様なニーズに応えていくためにも、情報の受発信機能、コーディネート機能を有する中間支援センターとして継続していくことが望ましい。

4. 化学物質の混入による偽装食品や、悪質商法、ヤミ金被害などから県民の食と生活を守るため、県の消費者行政を総合的に強化することが求められていることを踏まえ、以下の施策を講ずること。

- (1) 県・市町村、及び消費者団体、生活協同組合等の消費者行政に関連する団体で構成する「埼玉県消費者問題協議会（仮称）」を設置し、県民一体となって推進するネットワーク型の消費者行政体制を確立すること。
- (2) 県民の消費生活に対する不安や疑問にきめ細く対応していくため、相談員の増員をはかるとともに、相談員の権限の付与や処遇の改善をはかること。また、県民への消費生活に対する啓蒙・啓発活動の一層の拡充をはかり、「消費者生活センター」の機能を量・質の両面から強化すること。
- (3) 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体や消費者啓発を行っている消費者団体への助成をはかるとともに、消費者団体向けの研修会制度を導入し、その育成と機能強化を支援すること。

<要請の考え方（根拠）>

政府は現在、事業者監督機能、消費者支援機能を整備し、消費者行政を一元化した消費者庁の創設を検討しているが、併せてこの新組織が計画的かつ効率的に進められるように、消費者基本計画のあり方を抜本的に見直すことが重要になっている。とり

わけ、クレサラ・ヤミ金被害、悪質商法の被害、食の安全問題など、消費者の相談ニーズが高まっている一方で、都道府県や市町村の地方消費者行政の予算はこの10年間に半減し、行政職員数も25%減少しており、地方の消費者行政にかかわる人材の支援・育成、相談体制の強化、行政処分の執行体制の強化、そしてこれらを整備するための予算措置は喫緊の課題となっている。全国消費者団体連絡会（消団連）の2007年度「都道府県における消費者行政調査」によれば、埼玉県的一般会計は2003年度対比で、2007年度は3%の伸び率に対し、消費行政予算は本課予算額でマイナス62.3%の減少になっている。（2003年度予算額4億8,358万から2007年度予算は1億8,230万に減少）県財政が逼迫している現状もあるが、県民の消費生活の安全・安心を確保する意味からも消費者行政の量的・質的強化が急務である。

5. 自ら出資し、自ら就労する「協同労働の協同組合」の早期法制化に向けて国に積極的に働きかけるとともに、新しい時代の新しい働き方として協働労働を位置付け、公共サービスに代わりコミュニティに必要なサービスを提供する就労を、超高齢社会時代に対応する有効な就労支援施策として受け止め、これら就労者を支援する団体を育成助成する上で必要な、「コミュニティ就労支援条例（仮称）」の整備・制定を行うこと。

<要請の考え方（根拠）>

現在、超党派の衆参国会議員で、働く人々・市民による就労創出の促進を政策目的とする「協同労働の協同組合」の法制化に向けた準備が行われているが、働く者が同時に出資者・経営者となる三位一体の仕組みを法的に整備することは、仕事起こしを通じた地域活性化につながると同時に、ディーセント・ワーク（尊厳ある労働）を実現する新しい働き方として大いに期待できる。既に、本県においても法制化に賛同する各級議員や学識者、団体等構成する「『協同労働の協同組合』の法制化をめざす市民会議・埼玉」が結成され、議会における意見書採択の取り組みが行われており、法制化に向けた機運が高まっている現状にある。成熟社会、超高齢社会時代の公共サービスを担う就労を振興する観点から、全国に先駆けて「コミュニティ就労支援条例（仮称）」を整備・制定することを提言したい。

6. 病児・病後児の預かり対応強化事業の一環として、また、病院の小児科支援施策の観点から、子どもが病気になった場合の基礎的な対応策をまとめた「チェックシート」（病院に行く前の応急措置）を制作し、市町村及びファミリー・サポートセンター、児童館などの子育て支援団体と連携し、子育て中の県民に広く啓発・啓蒙活動を行うこと。

#### <要請の根拠>

厚生労働省は、利用者の拡大及び利便性の向上並びに事業の効率的実施等の観点から、次年度から「緊急サポートネットワーク事業」を廃止し、次世代育成支援対策交付金の対象事業である「ファミリー・サポートセンター事業」を拡充して、病児・病後児の預かり等の機能を付加する方針であるが、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど、利用者のニーズは多様化しており、一層の相互援助の拡充が求められている。

また、小児科の医師不足等で子育て中の家庭が不安を募らせている現状に鑑み、発熱や下痢など子どもが病気になったときに、病院に行く前の基礎的な対応として、「最低知っておきたいこと」「やっておきたいこと」などの、分かりやすいチェックシートを制作し、全ての子育て家庭に啓発・啓蒙することは、病院・医師側にとっても、子育て家庭にとっても有効だといえる。現に兵庫県立柏原病院では、小児科医師不足から地域の母親が「県立柏原病院の小児科を守る会」を立上げ、医師不足を解消するための住民と医師の協力関係を築き、子どもが病気になった時に、病院に行く前の最低限の対応策をまとめた「チェックシート」を制作し、病院と地域住民の子育て上の信頼関係の確立に大きな成果を挙げている。

7. 行政の真のパートナーとして、また、コミュニティ・ビジネスをはじめとする新しい公共の担い手としてのNPOが、より健全に発展する環境づくりとその育成を支援していくために下記の施策を講ずること。

- (1)「NPO基金」制度の設立趣旨及びその目的をより広く県民各層に普及・宣伝し、また、基金制度の拡充をはかるため、「NPO活動促進助成事業」等の3事業の実施に際しては、NPO関係者や関連団体及び寄附県民・寄附団体等が参加する、応募団体によるプレゼンテーションの場を設けること。
- (2)助成先の選定にあたっては、より評価の公平性を高めるとともに、「NPO基金」制度の一層の普及・促進の観点から、NPOとの連携・協働を積極的に推進し、共生の地域社会づくりに努めている当協議会を運営委員会のメンバーに加えること。

#### <要請の考え方>

当協議会は、昨年度の政策制度改善要請として、資金の面から新しい公共の担い手であるNPOやコミュニティ・ビジネスをめざす社会的企業家の育成支援を推進していくために、助成・融資・投資の3つのソーシャル・ファンドの機能を有する「彩の国・生き生きファンド（仮称）」の創設に向けた研究会の設置を求めたところ、県からは「今後、NPO懇話会で研究・検討していく」という、前向きな回答・見解を得たところである。

また、「NPO基金残高が年々減少していることから、いかに民間からの寄付金を集めるか、どのように基金事業を展開していくかが課題となっている」という県回答

も踏まえ、当協議会としては「NPO基金」の設立趣旨と目的を、いかに県民各層に普及・宣伝していくかが、当面の課題であると認識するものである。当協議会は勤労県民の福利厚生や生活と暮らしの支援活動の一環からも、地域で活動するNPOとの連携と協働は、今後の労働者自主福祉活動には不可欠という位置づけのもとに、既に県内の多彩なNPOと連携した活動を展開している。また、労働団体の連合埼玉と一体となって推進する「ネットワークSAITAMA21運動」を通じて、NPOへの助成活動を行ってきているところである。

合わせて、全労済埼玉県本部の「NPO基金」への寄付（1000万円）に見られるように、中央労働金庫等の会員事業団体も社会貢献活動としてNPOへ助成・支援活動に積極的に取り組んでおり、「NPO基金」の実効性を高め、課題の解決をはかる観点から当協議会を運営委員会に参画させることを望むものである。

- 8．社団法人埼玉県労働者福祉協議会（埼玉労福協） および構成福祉事業団体である中央労働金庫、全労済埼玉県本部、埼玉県勤労者生活協同組合、埼玉県労働者信用基金協会、埼玉県勤労者福祉センター等は、時代の大きな転換期にあって、また、超高齢社会時代に対応する勤労県民の生涯にわたる生活と暮らしをサポートするために、より社会性と地域性に重点を置いた事業活動の展開に努めているところである。

共助による自主福祉事業の拡充で、勤労県民の生活と暮らしの安心・安全をめざして活動を展開している当協議会、並びに各構成福祉事業団体に対して今後もより一層の支援と協力を行うこと。